

行田市プレミアム付商品券を

使えるお店

(参加店舗)

募

集

し

ま

す

行田市では、物価高騰等の影響を受けている生活者及び市内事業者への支援と落ち込んだ地域経済の回復を図るため、「行田市プレミアム付商品券」を行田市内在住の方を対象に販売します。



1セット13,000円分を10,000円で販売します。(プレミアム率30%)

500円券×26枚綴り(購入は、ひとり2セットまで)

「市内専用商品券」20枚(10,000円分)・・・小売店のみ利用可

「市内共通商品券」6枚(3,000円分)・・・小売店、大型店で利用可

利用期間：令和7年(2025) 8月4日(月) ～ 令和7年(2025) 12月25日(木)

販売期間：令和7年(2025) 8月4日(月) ～ 令和7年(2025) 8月29日(金)

■参加店舗 募集概要■

申請期間 令和7年5月1日(木) ～ 5月23日(金)

募集対象 市内に店舗を有するすべての事業者

※ただし、役員等が『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している事業者は除く。

換金方法 **月4回程度、現金または小切手振出による**

申請方法 登録申請書に必要事項をご記入の上、持参、郵送またはFAXにてお申し込みください

申込先

〒361-0077 行田市忍2-1-8 行田市商工センター3F
行田市商店会連合会事務局 TEL/FAX:048-556-8003

■問い合わせ先 行田市商店会連合会事務局
TEL:048-556-8003 10:00～17:00(土・日・祝休業)

■問い合わせ先 商工観光課
TEL:048-556-1111 8:30～17:00(土・日・祝休業)

行田市プレミアム付商品券 参加店舗登録申請書兼誓約書

FAX:048-556-8003

【誓約事項】

- | | |
|---|---|
| 1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。 | 7) 商品券の取扱に対して行田市商店会連合会からの改善要請等があった場合はそれに従います。 |
| 2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。

(ビール券、図書券、印紙、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの、
タバコの購入、不動産の購入及び賃借に係るもの、公共料金の支払い) | 8) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号の専用HP・チラシ等への掲載について

同意します。 |
| 3) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。 | 9) 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に
規定する性風俗関連特殊営業を行う者及び設備を設けて客に射幸心をそそる
おそれのある営業を行う者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、
「公序良俗に反する店舗等」又は「暴力団対策法上の暴力団等と関わる店舗」
ではありません。 |
| 4) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。 | 10) 定めた換金期日を過ぎた場合には換金できないことを了承します。 |
| 5) 商品券の利用期間中(令和7年8月4日～令和7年12月25日)は参加店舗と
して事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。 | 11) 行田市プレミアム付商品券の参加店舗となります。 |
| 6) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰す
ると認められる場合、自ら解決に努めます。 | |

私は、誓約事項の内容について遵守することを誓約し、参加店舗登録を申請します。

令和 年 月 日 氏名 (自署)

■店舗情報(※は必須項目、参加加盟店になるための登録料及び換金手数料は無料です。デジタル商品券については、通常通りのPayPay決済システム利用料がかかります。)

店舗名※			
店舗名(ふりがな)※			
所在地※	〒		
TEL※		FAX	
担当者名※		Eメールアドレス	
取り扱い (○をご記入ください)	紙商品券	デジタル商品券 (PayPay)	

※個人情報の取扱いについて

登録申請書に記載された個人情報については、商品券事業に関する業務の範囲内でのみ、利用・管理・保管されます。

事務局印1	事務局印2	登録番号	備考